

2011.10. 4「外国人献金不起訴で安心するな菅前総理。本丸は市民の会」

こんにちは、参議院議員の西田昌司です。

今日の朝刊に、菅総理の外国人献金問題が不起訴処分になったという報道がなされていました。私も非常に残念だったんですけども、皆様方も恐らくそういう方が多いでしょう。しかし、それが菅総理の問題の本丸ではありません。実は本丸は草志会問題です。外国人献金問題は、菅総理が言い訳ばかり発言しておりますけれども、外国人だと知って献金を貰ってきたことは、間違いないと思っております。それは色んな証拠があるのですが、その証拠を証明するためにはその事実を知っているある方に法廷に立って頂かなければならないのです。しかし、その方の置かれている立場が今あり、それがなかなか難しい為に外国人であることを知っていたかどうかを、法的に証明することが出来ないのが非常に残念です。しかし、私はどこまでいっても菅総理は外国人献金をもっていたというのが事実だと思っております。

そして、今日お話しするのは草志会問題であります。菅総理は市民の会に献金をしていたのですが、その原資となったのが、平成 19 年に民主党が草志会に寄付をしていた一億二千万円余りの巨額のお金です。また、そのうちの半分を市民の会、これは北朝鮮による拉致を実行したグループと非常に近い齋藤まさし氏という方が事実上主催している政治団体ですが、ここにお金を献金し

ています。このことだけでも不道德と言わざるを得ないと思っています。さらに、その使ったお金が結局は市民の会の人件費という形で全て使われていますから、何に使っているか全くわからないのです。平成 19 年は選挙の年であり、「選挙協力」という、名前の買収になっていたのではないかという大きな問題があります。しかし、私が問題にしているのはそういう実質論ではなく、形式的にも大きな問題であるということなのです。

民主党から草志会に、草志会から市民の会に献金をし、その日付と金額を突き合わせていきますと、三者ともしっかりと同じ金額、日付で報告されています。これは誤りなく記載されているということなのでしょう。ところが、誤りなく記載されているはずの草志会の日付と金額をしっかりと会計帳簿に打ち込んでいくと途中で 600 万円近い赤字が出てきます。帳簿が赤字になるというのはありえないことです。赤字になったら寄付できないわけですから、これはどこかでお金をもらったことを隠しているか、間違った金額、日付を書いている疑いがあり、虚偽記載の可能性があります。虚偽記載は故意、または重過失でなければその責任は問えません。従って、「すみません、うっかり間違いました」と、草志会の記載の間違いがありえるかもしれません。ところが民主党との間でも、草志会との間でも市民の会全く何の齟齬もないのです。ということは記載間違いじゃないということです。間違いじゃなければ故意または重過失で事実と異なる内容を書いてきたのかということになってしまうのです。

そこで、菅総理は財政金融委員会での私の質問に慌てまして、このように答弁したのです。「西田さん、そういうけれども立て替え払いの可能性もあるじゃないか。」もちろん立て替え払いの可能性もあるでしょう。しかし、普通、立て替え払いというのはポケットマネーで払えるくらいの金額のことを言うのでありまして、何百万円も一体誰が立て替え払いを出来るのでしょうか。事務を担当している人が立て替え出来るのか。菅総理が立て替え出来るのか。しかし、赤字の草志会がさらに菅総理の応援団体に何百万円も献金したためさらに赤字が拡大しているのです。このことを考えれば、立て替え払いは物理的に有り得ず、説明が成り立ちません。そうなりますと、これは民主党を巻き込んだ虚偽記載事件へと発展してくるのです。しかも、民主党から草志会に渡したお金の原資になっているのは皆様方から集めた税金であり、それが市民の会に流れているのでありますから、まさに公金をめぐる虚偽記載となります。

先日、大きな判決がありましたが、小沢さんの陸山会の事件です。陸山会事件については最近テレビや新聞に出ています。小沢一郎は無実であるという言い方をしている人がいますけれども、とんでもありません。そもそも、彼らが言っている論拠は検察が刑事調書において虚偽記載をした四億円がゼネコンからの裏金だと言っていたのだけれども、そもそもそれが証拠として採用出来なかったではないかということなんです。つまり厚生労働省の村木さんを冤罪にした検事がそこに関わっていたということで信用できないと見なされ証拠

に採用されなかった。だから、証拠もないのになぜ陸山会や小沢氏が罪に問われなければならないのか、という論法なんです、これは完全に間違っています。検察はその資金の出所はどこだということで色々言っていたようですが、私が以前から主張していたことは、そういう原資とは関係ないのです。要するに、小沢氏の陸山会は平成 16 年に土地を買ったにも関わらず、平成 17 年に買ったという虚偽の報告をし、そのことだけでなく形式上虚偽記載になるということです。動機は小沢さんがお金を持っていたということを知られなくなかった、ということをして石川議員が証言しています。そして、それだけで十分罪になるということなのです。要は、そのお金がゼネコンマネーだったかどうかということは問われないのです。ですから、今回の裁判所の判断というのは非常に重たい意味があるのです。要するにお金の出所の話でやっていきますと、それを証明するのは非常に難しい話ですが、虚偽記載という事実そのものが政治資金規正法違反で罪に問われるということがはっきりと認定された訳なんです。

ですから、菅総理の草志会にも同じことが言えるわけであり、菅総理の草志会が赤字になった理由は分かりません。分からないけれども、虚偽の報告をしなければ赤字になることはないわけです。現に今、菅総理は草志会問題で市民団体から告発されているわけです、これから検察や裁判所の法的判断を待ちたいと思います。いずれに致しましても、菅総理の草志会問題の疑惑が明らかになることはこれから先のことになりますが、民主党という公党を巻き込んでの

虚偽記載事件に発展する可能性があるということです。ですから、次の国会が開かれましたら、野田総理に、民主党の代表はあなたなんだからその民主党を巻き込んだ虚偽記載事件を解明すべきだということについて追及したいと思っています。いずれにいたしましても、国会は閉じてしまいましたけれども、また今月の半ばすぎになれば開催されるはずであります。そういう問題を含めて野田内閣の問題点をしっかり追及していきたいと思います。ご支持のほどよろしくお願いいたします。